

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



圏央道阿見東インターチェンジとあみプレミアム・アウトレット



7月から試験運行 阿見東IC-成田 高速バス 圏央道沿線で広域連携

左から:こもれび森のイバライド渡邊秀昭支配人、あみプレミアム・アウトレット角間崎孝洋副支配人、中島栄美浦村長、田口久克稲敷市長、天田富司男阿見町長、石橋輝一千葉県神崎町長、道の駅発酵の里こうざき大塚完駅長



2016
No.663

平成28年
5月27日発行

主な内容

紹介します！平成28年度の区長さん…	2
まいあみまつり2016の実行委員会紹介等…	4
「定住促進」奨励金制度の申請受付……	6
総合健診・住民健診等の申し込み開始…	8
児童手当現況届の提出……………	16

3月29日、高速バス運行社会実験事業に向け『圏央道北東エリア連携交流協議会（事務局：稲敷市）』の設立総会が開催されました。同協議会では、圏央道沿線の4市町村（稲敷市・阿見町・美浦村・千葉県神崎町）の他、民間事業者5者が参加し、地域間交流・観光振興に向けて連携して取り組んでいきます。高速バスの運行等は、今後、決まり次第、広報等でお知らせいたします。

紹介します！ 平成 28 年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
村山 吉男

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名（敬称略）



中央西
酒井 一彦



中央東
小野 哲



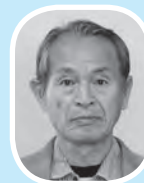
西方
蛭原 一義



宿
湯原 栄佐夫



北
湯原 淳



西郷
宮本 一男



一区南
河野 昭喜



三区下
松崎 定夫



三区上
江原 利男



鈴木
佐藤 喜一



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
宮本 喜一



上吉原
池田 喜伯



大砂
海老澤 肇



富士団地
山口 道子



上郷
石井 定夫



一区北
中島 正晴



二区北
南雲 明夫



住吉
江口 美清

朝日中 地区

15 行政区



福田
木村 袈裟生



新山
折笠 君夫



下吉原
篠崎 誠



シンワ
佐藤 忠夫



本郷
須藤 活久



下本郷
入江 規夫



上本郷
小見川 正巳



一区
鈴木 晟



二区南
新橋 嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 上長 角 慶一郎	 下小池 横田 親雄	 上小池 吉田 誠	 寺子 染谷 利男	 実穀 野口 賢	 中根 内田 榮	
 青宿 飯塚 久之	 立ノ越 齋藤 鷹一	 中郷東 長南 幸雄	 岡崎 松本 康雄	竹来中 地区 28 行政区 ←		 筑見 北川 浩司
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 橋口 友亮	 大室 大崎 匠	 霞台 神生 敏晴	 廻戸 中島 正美	 新町 橋本 久	
 塙 藤田 保之	 石川 木鉛 和則	 大形 渡邊 文雄	 君島 浅野 敬司	 레이크サイドタウン 村木 貞之	 曙南 葉梨 健次	
 下島津 島田 富士雄	 上島津 諏訪原 早苗	 飯倉二区 栗原 恒幸	 飯倉 瀬尾 正一	 上条 齊藤 昭男	 追原 小松澤 通夫	
 南平台三丁目 羽鳥 明	 南平台二丁目 武藤 次男	 南平台一丁目 中内 義信	 竹来 吉田 一男	 掛馬 平岡 忠男	 南島津 大久保 卓幸	

はばたけ未来へ！ 輝け阿見町！！

●まい・あみ・まつり 2016 ●

日時：8月6日(土)・7日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート（通称）

『まい・あみ・まつり 2016』のテーマが『はばたけ未来へ！輝け阿見町！！』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2016』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、今年で27回目を迎えます。実行委員一同、『まい・あみ・まつり 2016』の準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

まつりにお越しいただく皆さまには、『まい・あみ・まつりクリーン3か条』にご協力いただきますようお願いいたします。去年は皆さまのご協力により会場内がきれいに保たれました。ご協力ありがとうございました。

楽しいまつりのための約束だよ！



■まい・あみ・まつり 2015



広報協賛金部会



前列左から：高野郁子（町社会福祉協議会）、井田真一（町商工会）、小島直子（一般応募）、齋藤奈津美（役場）

後列左から：杉山智之（阿見ロータリークラブ）、堺和子（町商工会）、小松澤和恵（町商工会）

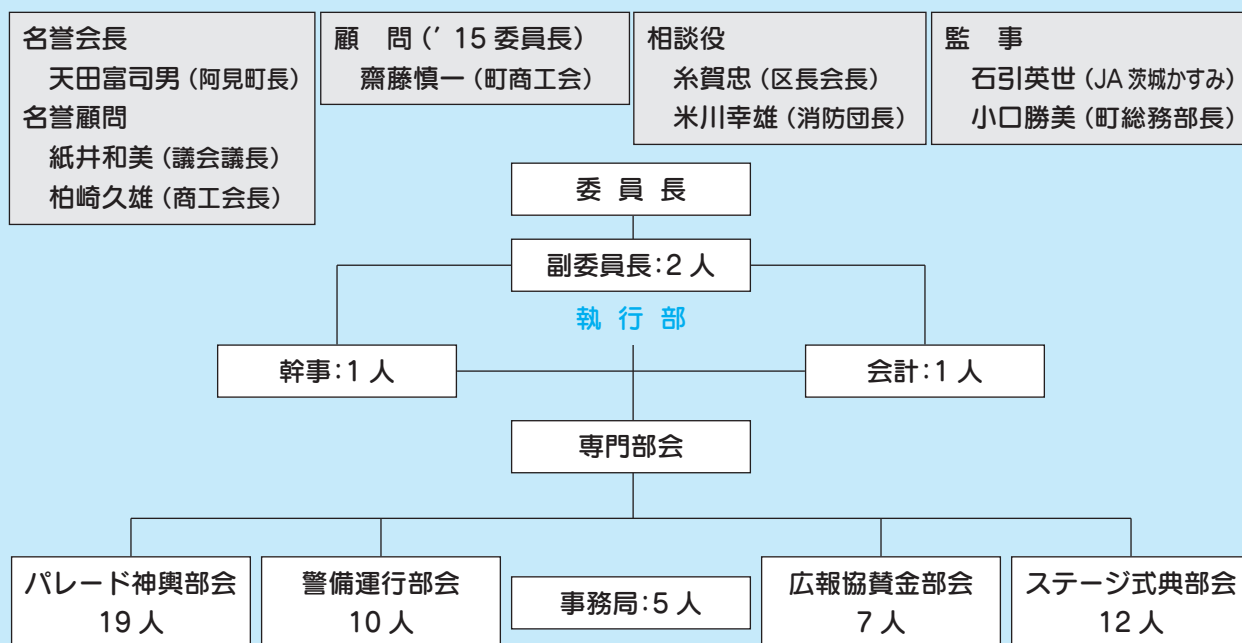
本部役員



前列左から：小柳望（副委員長＝小柳組）、村野定雄（実行委員長＝獅子神輿会）、石部克彦（副委員長＝町商工会）、飯塚美代子（会計＝役場）

後列左から：田子智子（事務局＝臨時職員）、中根朋子（事務局＝役場）、岡野栄（事務局＝役場）、本橋大輔（事務局＝役場）、山本英宏（事務局＝役場）、関山学（幹事＝役場）

●実行委員会組織図●



平成 28 年 4 月 20 日現在



パレード神輿部会

前列左から: 大野佳代 (よさこいソーラン雅)、菊池映子 (曙獅子連)、秋山和美 (秋山舞の会)、新橋嗣男 (町区長会)、大久保幸男 (阿見神輿連合)、熱海恵子 (天翔如人)、姫野小夜子 (天翔如人)、清水直美 (桜睦会)

中列左から: 森千伽子 (錦織姫)、高野裕子 (よさこいソーラン雅)、高橋悠子 (秋山舞の会)、小柳稔 (小柳組)、湯原勝己 (阿見神輿連合)

後列左から: 高橋伸幸 (秋山舞の会)、長南秀男 (青宿むつみ会)、横田重雄 (青宿むつみ会)、長南弘二 (青宿むつみ会)、藤間明美 (獅子神輿会)

その他: 菅野文之 (東睦)

ステージ式典部会



前列左から: 足立杏奈 (県立医療大学)、日南明日香 (県立医療大学)、星野佑太 (一般応募)、長島英幸 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、石引侑哉 (JA 茨城かすみ)、大場冴香 (茨城大学農学部)

後列左から: 渡邊裕美子 (町教育委員会)、眞鍋潤子 (東京医科大学)、粉田康介 (茨城大学農学部)、山下裕之 (町金融団)、小針大助 (茨城大学農学部)、牛丸伸幸 (東京医科大学)

警備運行部会



前列左から: 逸見和也 (朝日燃料支処)、安達康裕 (武器学校)、北澤文紀 (役場)、高野直也 (役場)、若林大嗣 (町学校長会)

後列左から: 細田サツ子 (町体育協会)、岩下公 (町体育協会)、坪井三男 (武器学校)、宮本秀樹 (町学校長会)、金谷洋二 (町金融団)

まちの地方創生 まちの重点施策

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間 7月1日(金)～29日(金)

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。必要書類など詳細については、町ホームページおよび担当課にご確認ください。

① 町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼対象

平成27年1月1日から平成28年6月30日までに町に転入した人で、下記の町認定事業所※にお勤めの方のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人

※町認定事業所は以下のとおりです

キャノン・キャノンモールド・キャノンセミコンダクターエキップメント・ツムラ・SBSフレックネット（事業所の認定は商工観光課で随時受け付けしています。事業所の認定要件等の詳細はお問い合わせください）

▼支給要件

- ▼町に定住（3年以上）する意思がある
- ▼過去に町の住民基本台帳に登録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
- ▼申請日において町の住民基本台帳に登録されている者
- ▼支給を受けようとする者、およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

- ▼持家の場合：50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
- ▼賃貸の場合：2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円。

※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼問い合わせ

商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

② 3世代同居・近居促進奨励金

▼対象

平成27年1月1日から平成28年6月30日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です。

▼支給額

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です。

▼問い合わせ

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

③ 第3子以降出産奨励金

▼対象

平成27年1月1日から平成28年6月30日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが平成28年6月30日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

- ▼町に定住（3年以上）する意思がある
- ▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼町政モニターとなることを希望する者
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

第3子以降の子1人につき10万円。

▼問い合わせ

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (119)

■申請書

申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp>）内からダウンロードすることができます。

■申請方法

申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。

※ただし①は、町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて申請してください



●今回の選挙で投票できる人

次のすべての条件を満たしていることが必要です。

▼阿見町の選挙人名簿に登録されている人

▼阿見町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民(予定)

▼登録の基準日まで引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人

■投票の方法

今回の選挙は、『選挙区選出議員選挙』と『比例代表選出議員選挙』の2種類です。したがって、選挙人1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投票することになります。

▼選挙区選出議員の投票用紙には、候補者氏名を書いて投票してください

▼比例代表選出議員の投票用紙には、候補者氏名または政党名を書いて投票してください

参

議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、国政を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権しないでそろって投票しましょう。※投・開票状況はホームページで速報します

●公示日・投票日: 未定(5月1日現在) ●投票時間: 午前7時～午後8時 ●投票場所: 町内17投票所(入場券に記載・ホームページにも掲載中)

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。

期間 公示日の翌日から投票日の前日まで

※公示日当日は、投票ができません。

ご注意ください

時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場1階ロビー

持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、本人の確認ができれば投票できます)

●他市町村で不在者投票

阿見町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すれば、投票日の前日までに、他市町村の選挙管理委員会が指定する場所です不在者投票をすることが出来ます。

※この場合、投票用紙の請求等には郵送の時間がかかりますので、お早めに請求・投票してください

●郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人のために設けられている制度です。この投票は事前に『郵便投票証明書』の申請が必要です。

また、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならぬなど期日の制限もあります。希望する人は、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

身体の不自由な人は、点字で理由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。代筆を希望する人は、当日係員に申し出てください。

また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器は投票所に備え付けてありますので、当日係員に申し出てください。

■『投票立会人』募集

町では7月に予定されている参議院議員通常選挙の『投票立会人』(投票所において選挙の投票が公正に行われているか立ち会う人)を左記のとおり募集します。臨時職員については27ページに掲載しています。

■募集内容

区 分	期日前投票立会人	投票立会人
期 間	公示日の翌日から投票日の前日までのうち希望する日	投票日
時 間	午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時
報酬(日額)	9,500円	10,700円
場 所	役場1階ロビー	ご自分が投票される投票所
募集人数	32人(各日2人)	34人(各投票所2人)
対 象	町の選挙人名簿に登録されている人	
申込方法	6月10日(金)までに、直接申し込む(定員を超えた場合は抽選) ※土・日を除く	

総合健診・住民健診 (集団健診)

申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係 ☎888-2940



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診を受けるには、事前の申し込みが必要です！

町の集団健診は、医療機関健診や人間ドック・脳ドックと重複して申し込むことはできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目については、お問い合わせください。

申込期間

6月16日(木) 必着

申込方法

8～9ページの健診項目一覧を参照のうえ、受診する健診項目および必要事項を11ページの「総合・住民健診・成人健康づくり健診申込用紙」に記入し、①②のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① はがきや封筒により下記申込先へ郵送での申し込み
- ② 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）窓口での申し込み

※平成29年3月31日までに40歳・45歳・61歳になる人と、平成29年3月31日時点で41歳以上の人のうち過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は、健康づくり課が5月下旬に発送した「平成28年度総合健診・住民健診申込用紙」で、お申し込みください

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1

阿見町役場健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

健診項目一覧

20～39歳の人

●対象年齢は平成29年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測（腹囲含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） ※オプション検査として、健診当日に貧血検査や眼底検査、心電図検査を申し込むことができます。	1,000円

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 29 年 3 月 31 日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診 (町国保)	40 ～ 74 歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査 (脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300 円
後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降(65 歳以上の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※ 1,300 円をお支払いいただくことで貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検診を追加できます。健診当日にお申込みください。	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	1,100 円
胸部レントゲン検診 (肺がん・結核検診)		胸部レントゲン検査(65 歳以上は結核検診を含む)	300 円
喀痰(かたん)検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診(痰の検査) ※対象:胸部レントゲン検診を受ける人のうち、 『喫煙年数×1 日の本数』が 600 以上の人 ※健診日に痰を取るための容器を配布します。後日、 指定された日に容器を提出していただきます	800 円
大腸がん検診	40 歳以上	免疫便潜血検査(検便 2 日分)	600 円
前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700 円
肝炎ウイルス検査	40 歳以上の該当者	血液検査(B型肝炎・C 型肝炎のウイルス検査) ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことが ない人	800 円

健診日程

※希望された日時が定員を超えた場合、ご希望に添えないこともあります。なお、**先着順ではありません**のでご了承ください

A. 総合健診

※ 20 ～ 39 歳の人と、40 歳以上で胃がん検診を受診する人が、お申し込みできます

健診項目: 特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり、胸部レントゲン、**胃がん**、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
8 月 29 日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7 時 ～ 7 時 45 分 ②午前 8 時 ～ 8 時 45 分 ③午前 9 時 ～ 9 時 45 分 ④午前 10 時 ～ 10 時 45 分
8 月 30 日（火）		
9 月 29 日（木）	本郷ふれあいセンター	
9 月 30 日（金）		
10 月 7 日（金）	かすみ公民館	
10 月 11 日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10 月 16 日（日）		
11 月 7 日（月）		
11 月 8 日（火）		
11 月 9 日（水）		

B. 住民健診

※ 20 ～ 39 歳の人と、40 歳以上で胃がん検診を受診しない人が、お申し込みできます

健診項目: 特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
11 月 15 日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 9 時 45 分 ～ 11 時 ②午後 2 時 ～ 3 時
11 月 16 日（水）	かすみ公民館	
11 月 21 日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月 24 日（木）		
11 月 25 日（金）	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月 28 日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月 29 日（火）		
11 月 30 日（水）	本郷ふれあいセンター	
12 月 1 日（木）		
12 月 2 日（金）	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

注意事項

- ▼電話やファックスでの申し込みはできません
- ▼申し込みされた日時が定員を超えた場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください（先着順ではありません）。なお、初日に希望が集中する傾向があります
- ▼健診の希望日は、
 - ▼胃がん検診を受ける場合は、A 総合健診の日程から
 - ▼胃がん検診を受けない場合は、B 住民健診の日程から
 } 一日だけ選んでご記入ください
- ▼総合健診の日程は、胃がん検診を受診される人が優先となります
- ▼20～39歳までの人は、成人健康づくり健診のみの受診となります
- ▼町国保以外の保険に加入の人で特定健診を希望する場合
町の集団健診で特定健診を受診できるか、加入している保険者にご確認のうえ、お申し込みください。
なお、健診当日は**保険者から発行される特定健診受診券と保険証がない場合、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。**

申込用紙

総合健診・住民健診・成人健康づくり健診申込用紙

住所 阿見町

氏名

性別

生年月日

年齢

歳

平成 29 年 3 月 31 日時点

① 受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。

	成人健康づくり健診	20～39歳
	特定健診（町国保）	40～74歳
	後期高齢者健診	75歳の誕生日以降 （65歳以上の一部対象者）
	胃がん検診	40歳以上
	胸部レントゲン検診	
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50歳以上（男性のみ）
	喀痰検査	40歳以上（該当者のみ）
	肝炎ウイルス検査	

町国保以外の人で特定健診を希望する人はこちらに○をつけてください。

	特定健診 （阿見町国保以外）	40～74歳
--	-------------------	--------

② 電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号	— —			
健診希望日	なし	あり：	月	日 時

不妊治療費助成事業のご案内

町では、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため治療費の一部について助成します

健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内） ☎888-2940

町不妊治療費助成事業

▼対象となる治療

体外受精および顕微授精（保険適用外の特定不妊治療）

▼助成限度額 1回の治療につき、県不妊治療費助成事業による助成金の額を除いた残りの額に対し、次の治療区分に応じた助成限度額を上限に助成します

治療区分	助成限度額
新鮮胚移植を実施	10万円
凍結胚移植を実施	
以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	5万円
体調不良等により移植のめどがたらず治療を終了した	
受精できなかったか、胚の分割停止・変性・他精子受精等の異常受精などで中止した	
採卵したが卵が得られなかった、または状態のよい卵が得られなかったため中止した	2万5千円

※男性不妊治療のみの助成はありません

▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で夫または妻のいずれもが治療の終了日および申請日において町内に1年以上住所を有する
- ② 夫および妻のいずれもが町税を滞納していない
- ③ 県不妊治療助成事業の補助金交付決定を受けている（県が実施する事業です。詳細は土浦保健所健康増進課 ☎821-5398 にお問い合わせください。）

▼対象年齢・助成回数

対象年齢	助成回数
治療期間の初日における妻の年齢が 43歳未満	初回助成時に40歳未満の人：43歳になるまで通算6回
	初回助成時に40歳～43歳未満の人：43歳になるまで通算3回

※平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます

▼申請方法 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、60日以内に必要書類を持参のうえ健康づくり課に申請する

▼必要書類

- ① 町不妊治療費助成事業補助金交付申請書（健康づくり課窓口か町ホームページで入手可）
- ② 県不妊治療費補助金交付決定および額の確定通知書の写し
- ③ 県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し（県に提出前に写しをとっておく）
- ④ 医療機関発行の領収書（原本を提出していただき、確認後返却）
- ⑤ 法律上の婚姻している夫婦であることおよび住所を確認できる書類（夫婦とも町に住所があり、同じ世帯である場合は不要）
- ⑥ 夫および妻のいずれもが町税を滞納していないことを確認できる書類（収納状況を確認することに同意した場合不要）
- ⑦ 顔写真付きの身分証明書（運転免許証・個人番号カード等、ただし顔写真付きでない場合は2種類必要）
- ⑧ 振込先の金融機関の口座番号等が確認できるものおよび印鑑

▼問い合わせ 健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

自己負担額の計算方法

- ▼ 月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算
- ▼ 外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算
- ▼ 病院・薬局・歯科の区別なく合算
- ▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・身分証明書・印鑑・金融機関の口座番号がわかる書類および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

● 高額な治療が長期間必要なときには

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です。

高額療養費の自己負担限度額

所得区分	月額自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1% を加算 ※ 4 回目以降: 44,400 円
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 4 回以上あった場合に適用

▼ 現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が 2 人以上で 520 万円（1 人の場合 383 万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり 1 割負担となります。

※ このほか、被保険者が 1 人で同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が 520 万円未満の場合に

は、申請により『一般』の区分と同様となり、1 割負担となります

▼ 一般（1割負担）…現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人

ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度

医療福祉

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

■対象となる人

●小児

▼0歳～中学3年生

●重度心身障害者

▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人

▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる

免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

▼療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

▼療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

▼特別児童扶養手当1級の支給対象の人

▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●**母子(父子)家庭**

▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕

生以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満)

●妊産婦

▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。

該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

●持参するもの…▼身分証明書

▼健康保険証▼印鑑▼中学3年生までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの

▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書等

▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの

▼転入等により、町で所得の確認ができない

人は住民税課税証明書等

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なりますので、係までお問い合わせください

●**県内の病院にかかる場合は…**

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に提示してください。

●窓口での自己負担

▼外来の場合…医療機関ごとに1日600円、月2回を

限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合…1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

▼重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありません

●**町からの助成**

中学3年生までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なりますので、詳しくはお問い合わせください

■県外の病院にかかる場合は…

マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

対象

雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職し町の国民健康保険に加入される（された）人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

●雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』

左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』（第一面）の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。

- 11・解雇（12・50以外） ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
- 22・特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満更新明示あり）
- 23・特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満更新明示なし）

31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

33・正当な理由のある自己都合退職（31・32・34以外）

34・特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6か月以上12か月未満）

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

①特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます

②高年齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主（納税義務者）が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

低所得世帯に係る国保税（均等割・平等割）の軽減

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得等から計算されますが、世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の世帯総所得金額（※1）が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度があります。

この軽減制度の適用を受けるには、世帯全員の申告が必要です。

条件を満たす世帯は、自動的に軽減された額で課税計算されますので、軽減の申請は必要ありません。

▼所得金額に基づく軽減割合

軽減割合	基準となる所得金額が次の場合
7割	33万円を超えない世帯
5割	『33万円+（26.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数）』を超えない世帯
2割	『33万円+（48万円×被保険者および特定同一世帯所属者数）』を超えない世帯

※1 擬制世帯主（※2）を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）の所得の合計金額

※2 国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者は世帯主となります。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主といいます

※3 国保から後期高齢者医療制度へ移行された人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人をいう。ただし、世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6 月は現況届の提出時期です

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)



■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象

中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて 15 日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として 6 月・10 月・2 月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■支給額

児童の年齢	児童 1 人あたりの月額
3 歳未満	15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)
中学生	10,000 円

▼第 3 子以降とは、高校卒業まで（18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の養育している子のうち、3 番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0 人	6,220,000 円
1 人	6,600,000 円
2 人	6,980,000 円
3 人	7,360,000 円
4 人	7,740,000 円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく 5,000 円となります

▼所得制限額は、扶養親族が 1 人増えるごとに 38 万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年 6 月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5 月分まで手当を受給していた人には、6 月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても 6 月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限: 6 月 30 日(木)まで ※土・日を除く ▼提出先: 役場 1 階子ども家庭課

▼必要書類: ▼児童手当現況届 ▼厚生年金等加入者の場合: 健康保険被保険者証の写し(町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません) ▼平成 28 年 1 月 2 日以降に阿見町へ転入した場合: 1 月 1 日現在の住所地での平成 28 年度所得証明書 ▼児童と別居している場合: 子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し(児童と同居している人は、住民票は必要ありません)

平成 27 年度の運用状況を報告します！

●情報公開制度 ●個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。

皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページから取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当

者がご説明します

実施機関		件数	主な内容
町 長	総務部	8	住居表示台帳、工事関係書類、契約関係書類
	町民部	2	自動車臨時運行許可受付処理簿
	保健福祉部	6	小規模保育所設置・運営事業者関係書類
	生活産業部	3	住環境に係わる苦情受付簿など
	都市整備部	7	工事関係書類、契約関係書類など
町教育委員会		3	小中学校健康診断の結果
選挙管理委員会		1	阿見町長選挙及び阿見町議会議員一般選挙に関する収支報告書

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

公開請求の決定状況	件数
公 開	6
一部公開	21
非 公 開	3
不 存 在	0
合 計	30

▼平成27年度の運用状況…30件の公開請求がありました（左表参照）

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんの町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることが出来ます

▼請求の方法…請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることと確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本

公開請求の決定状況	件数	公開請求の決定状況	件数
公 開	0	非 公 開	0
一部公開	1	不 存 在	0
		合 計	1

実施機関	件数	主な内容
町民部	1	D V に関わる相談記録

人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

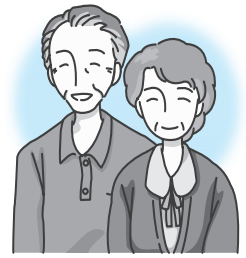
▼訂正請求・利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報に条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成27年度の運用状況…1件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。その他、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

町・県民税（住民税）の

公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65

歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していた代わりの公的年金にかかる住民税を、年金から天引きする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、
65 歳以上（4 月 1 日現在）
▶ 老齢基礎年金等の支払いを受けている
▶ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある——のすべてを満たす人。

対象とならない人

▶ 1 月 1 日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
▶ 老齢基礎年金等の年額が 18 万円未満の人
▶ 介護保険料が年金から天引きされていない人

▶ 住民税から天引きされる額が老齢基礎年金等の年額を超える人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6 月中旬ごろに町からお送りする住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください

なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から天引きする制度となっています。

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得分にかかる税額のみ天引きします。

公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▶ 老齢基礎年金 ▶ 老齢厚生年金 ▶ 退職

共済年金——など）。

※遺族年金や障害年金は天引きの対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6 回）を大きく 2 つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8 月）…前年度の税額を 3 分の 1 ずつ 3 回徴収します（**仮徴収**）

② 下半期の年金支給月（10・12・2 月）…その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3 分の 1 ずつ 3 回天引きします（**本徴収**）

※税額は 6 月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の税額に応じて仮に定めて天引きされます

特別徴収制度の見直し

▶ 仮徴収額算定方法の見直し

年間の徴収税額の平準化を図るために、仮特別徴収税額（仮徴収額）を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の 2 分の 1 に相当す

る額とする」こととされました。

▶ 適用時期 10 月 1 日以後に実施する特別徴収から適用
※詳細は 17 ページの「**仮徴収額算定方法の見直し**」をご参照ください

▶ 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では賦課期日（1 月 1 日）後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止（中止）され、普通徴収（納税通知書で納めていただく方法）に切り替わるものとされていましたが、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

▶ 適用時期 10 月 1 日以後に実施する特別徴収から適用
※この見直しは、仮徴収額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年度額の増減を生じさせるものではありません。詳細は上記までお問い合わせください

公的年金等を受給されている人の 町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります

税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税および復興特別所得の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出は必要ありません。

しかし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、次に当てはまる場合には、住民税の申告書の提出が必要となります。

① 公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除など）以外の各種控除の適用を受けるとき

※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です

確定申告が必要な人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなります。

しかし、2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人や年金以外に給与所得がある人などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が必要条件となっている場合がありますので、ご注意ください

確定申告ができる人

確定申告が必要でない場合でも、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が納め過ぎとなっている人は、確定申告をすることにより差額の還付を受けることができます（還付申告）。

仮徴収額算定方法の見直し

【現行】（平成28年8月分まで）

▼仮徴収額

$(4月・6月・8月) = (前年度分の本徴収額) \div 3$

▼本徴収額

$(10月・12月・2月) = (年税額 - 仮徴収額) \div 3$

【改正】（平成28年10月分から）

▼仮徴収額

$(4月・6月・8月) = (前年度分の年税額 \times \frac{1}{2}) \div 3$

▼本徴収額

$(10月・12月・2月) = (年税額 - 仮徴収額) \div 3$

(例) 65歳以上の夫婦世帯（夫の個人住民税額＝60,000円、妻は非課税）

年度	年税額	現行（～平成28年8月分）		改正後（平成28年10月分～）	
		仮特別徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・2月)	仮特別徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・2月)
29	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
30	36,000円 (医療費控除等の増)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
31	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
32	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

高齢福祉課 ☎888-1111(141・142)



高齢福祉課

ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

シルバーカー購入補助事業

歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 150,000円

家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上（常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された在宅の高齢者などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼個人負担があります

福祉電話貸与事業

電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしの高齢者や世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に緊急通信装置を設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。なお、電話回線の種類により使用できない場合があります。

▼個人負担があります

日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器・火災警報器を給付します。

▼個人負担があります

生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人に対し、生活の支援・援助のため生活管理指導員を派遣します。

▼個人負担があります

在宅介護慰労金支給事業

基準日（12月31日）以前に1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期

間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

徘徊・高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊・そのほかの緊急時に迅速な対応をします。

▼利用料等は町負担、通話料や無線発信機の紛失・破損の場合の交換料は個人負担となります

外出支援サービス事業

車椅子やストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする高齢者を対象に、特定の医療機関などへの通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります）。

生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊（原

則7日以内）による指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります

要介護者等緊急短期宿泊事業

介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護状態などにより個人負担額が異なります

高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者などが、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならない

※次ページに続く

健康づくり課

いようにするため、成年後見制度を利用する際の申立費用などを助成します。

▼助成額Ⅱ所得などにより異なります

※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受け付けします

健康づくり課

つるかめ教室
運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

▼対象Ⅱ10人以上の高齢者団体

▼実施回数Ⅱ月1回

▼実施場所Ⅱ地区公会堂など

健康相談

健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

町社会福祉協議会

給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日Ⅱ毎月第2・4水曜日(祝日、7・8月の夏季を除く)

生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日Ⅱ毎週月曜日(金曜日(祝日年末年始を除く))

▼利用料(個人負担分)Ⅱ1食あたり(普通食410円・特別食570円)

心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

※詳細は28ページ(定例相談)参照

ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らしに宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話

サービスです。

▼実施期日Ⅱ火・木曜日午後1時30分～4時(祝日・年末年始を除く)

在宅福祉(有償)サービス事業

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員

▼サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物、通院など外出時の付き添い、軽易な身の回りの世話など

▼利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)

▼利用料Ⅱ1時間600円

ミニデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

介護保険認定に該当しないおおむね65歳以上の高齢者に趣味活動や簡単な体操・日常動作訓練などのサービスを提供します。

▼サービスⅡ1人あたり週1回

▼利用料Ⅱ1日281円

車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的

(1か月を限度)に車いすを貸し出します。

低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。

▼負担Ⅱ1kmあたり10円のガソリン代がかかります

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

▼利用料Ⅱ福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助)Ⅱ1時間あたり1100円

▼書類等預かりサービス(保管料)Ⅱ1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・介護や福祉・高齢者虐待等の

高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や二次予防などに対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

地域包括ケアシステム

介護を必要とする在宅の高齢者・障害者などに対しケアチームを結成して地域で見守り、要介護者を地域で互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

家族介護支援事業

在宅で介護している人や近くで支援している人、および介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供し、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

各サービスの問い合わせ

- ▼高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (141・142)
- ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940
- ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084
- ▼地域包括支援センター ☎887-8124

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (232)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

■補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合

▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの

▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m 当たり 5,000 円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m 当たり 7,500 円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000 円 (角地の2辺に設置する場合は350,000 円)	

※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの

▼不動産の販売を目的として設置されるもの

▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

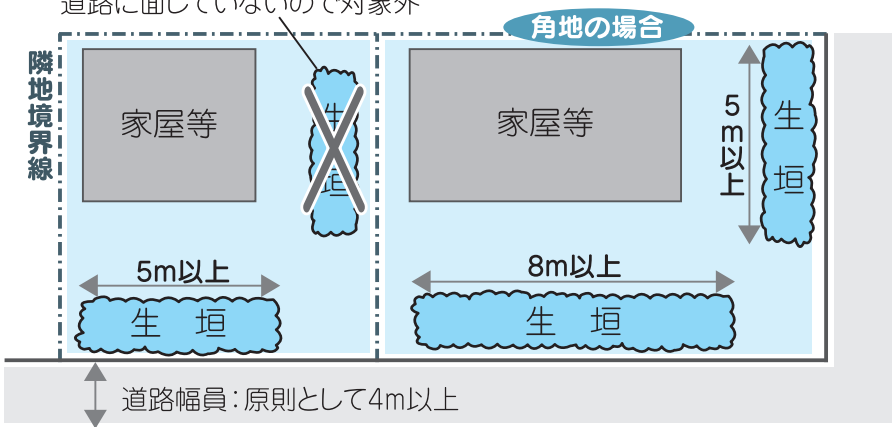
補助の条件

生垣の長さなど

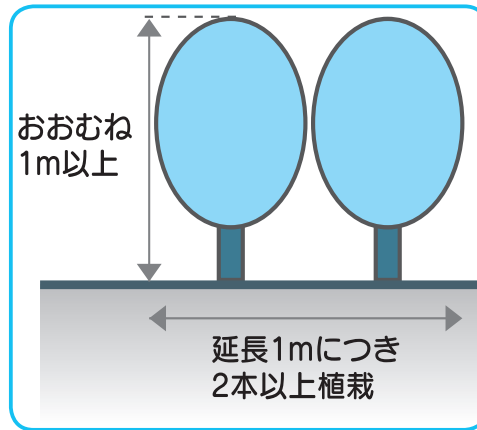
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの

※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要

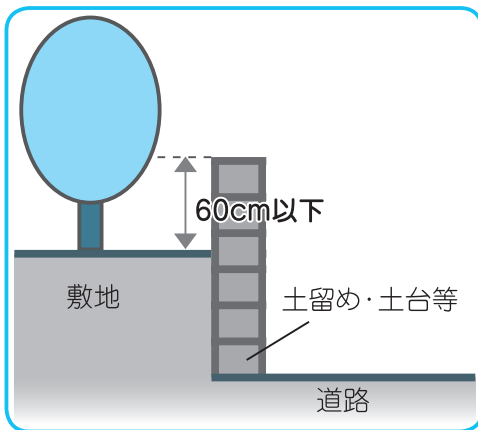
道路に面していないので対象外



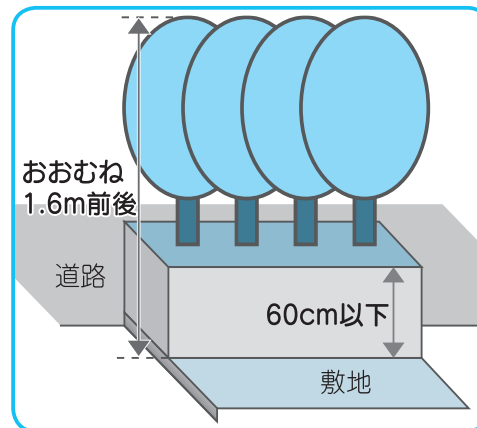
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

申請手続き

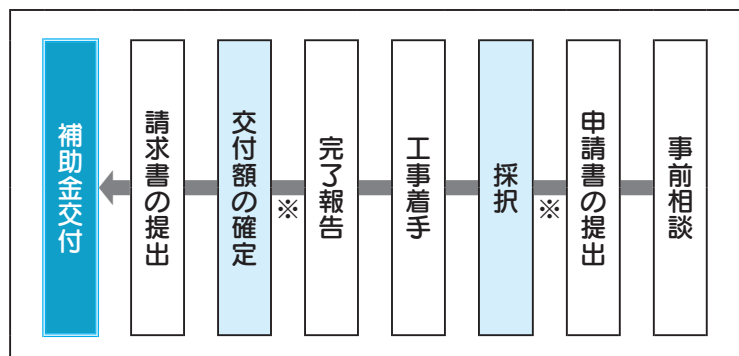
申請方法

生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。



※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます

申請の流れ



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (232)

環境を守り育むまちづくり

環境保全・環境美化に 努めましょう

環境政策課 ☎888-1111 (252)

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者および占有者は、雑草を定期的に刈り取るなど、責任をもって日ごろから適正な管理をお願いします。

刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください（量が多い時は霞クリーンセンターへ連絡のうえ直接搬入をお願いします）。

▼**注意事項**：野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

スズメバチ駆除費補助金制度

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼**対象者**：次のすべての要件を満たす人 ▼スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者や管理者、賃借する個人 ▼申請日において町税を滞納していないこと

▼**補助額**：▼スズメバチの巣の駆除処理 1 件につき、駆除処理に要した費用の 2 分の 1 の額（100 円未満は切捨て）※上限 15000 円

▼**申請方法**：スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 か月以内に、必要書類①～⑤を持参して環境政策課に申請する

▼**必要書類**：①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）②領収書の写し（1 か月を過ぎた領収書は補助の対象外）③巣の駆除前および駆除後の写真④印鑑⑤申請者の口座番号のわかるもの

生ごみリサイクルを始めてみましょう

生ごみ処理容器『コンポスト』の使用により、生ごみが土の中の微生物の働きで堆肥として生まれ変わります。町からの補助金を利用して、生ごみをリサイクルしてみませんか？

補助金の詳細は環境政策課にお問い合わせください。

▼**注意事項**：補助の申請受付は、毎年、年度末の締め切りとなります。3 月に購入した場合は、月末までに申請して下さるようお願いいたします



▲生ごみ処理容器『コンポスト』

子ども会リサイクル活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼**助成内容**：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10 円未満切捨て）▼年度内に 3 回の活動分まで

平成 27 年度子ども会による資源物の回収実績（キログラム）						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
108,639	246	23,234	3,945	2,225	633	138,922



▲子ども会のリサイクル活動

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型(以後『零戦』とする)を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼公開日:開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時間:午前9時～午後4時30分

▼場所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前

※日曜日および祝日は屋外に展示します(雨天・強風の場合は除く)



▲実物大で再現された『零戦』

無料開館日(阿見大空襲の日)



▲阿見大空襲の様子

『阿見大空襲の日』に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。昭和20(西暦1945)年6月10日、町は大規模な空襲を受けました。予科練教育を行っていた土浦海軍航空隊をはじめ、民間の犠牲者も多数出ており、現在も毎年6月10日には土浦市法泉寺にて慰霊祭が行われています。

▼期日:6月10日(金)

▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

企画展『零戦を写す南方を写す 記者 吉田一写真展』開催中

吉田一氏は太平洋戦争中、南方戦線取材したニュースカメラマンです。開戦間もない昭和17年1月に、日本映画社の報道班員として日本を出発。東南アジアのラバウル・ラエにあった海軍航空隊で映像と写真を撮り続けました。海軍パイロットとも親しく、『大空のサムライ』で有名な坂井三郎氏からも「ピンさん」の愛称で呼ばれています。

今回の展示では、吉田氏が取材中に撮影した飛行中の零戦二一型・二二型の写真やラバウル・ラエの写真を展示いたします。

▼期日:7月31日(火)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール

▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます



▲吉田一氏の撮影した『零戦』



インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業 代替「ゴスペルをうたおうチャリティコンサート」開催

- ▼期日 6月18日(土)
- ▼時間 午後5時30分から(開場:5時)
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼出演団体 ▼レイ・シドニー
- ▼スプリング・オブ・グレイス・ゴスペル・クワイア ▼霞ヶ浦・ゴスペル・クワイア
- ▼入場料 無料
- ▼その他 事前申込不要。当日直接お越しください
- ▼本郷ふれあいセンター
☎830-51100

募集 家庭で育てた「緑のカーテンコンテスト」参加者募集

- 二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止に効果のある「緑のカーテン」への取り組みを推進するため、環境政策課とアミエコクラブの共催による「緑のカーテンコンテスト」を実施します。優秀な応募作品(写真)には、この事業に後援をいただいた阿見町商工会と木村塾から賞品が贈呈されます。ぜひご応募ください。
- ▼対象 町内在住・在勤者が育て

- た「緑のカーテン」であること
- ▼応募期間 8月1日(月)～8月31日(水)まで
- ▼応募方法 ▼応募は指定の用紙を使用して、写真2枚を貼付のうえ、ご応募ください。
- ▼応募等の詳細は、広報あみ8月号通常版にてお知らせいたします
- ▼その他 応募作品は9～10月に公民館等のロビーに展示予定
- ▼環境政策課 ☎888-1111(251)

募集 平成28年度町職員(保健師)募集

- 平成29年4月1日採用の町職員(保健師)を募集します。※一般事務職員等の募集は別途実施
- ▼職種 保健師
- ▼募集人数 3人程度
- ▼受験資格 ①保健師の資格を有する人または平成29年3月までに資格取得見込みの人
- ②平成元年4月2日以降に生まれた人 ③健康状態が正常である人 ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません
- ▼選考方法 作文および個別面接(別途、身体検査・身上调査を実施)
- ▼選考期日 7月下旬ごろ
- ▼選考場所 役場会議室 ※期日および場所の詳細は申込者に直接通知

- ▼合格発表 9月頃本人に通知
- ▼給与 176700円(平成28年4月現在の大学卒初任給。学校卒業後一定経過年数がある人は加算あり。扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末および勤勉の各種手当あり。)
- ▼申込期間 6月1日(水)～24日(金)の土・日を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は必着
- ▼申込方法 ①申込用紙・面接カード・自己推薦書を総務課へ直接または郵送で請求 ※郵送請求の場合は、封筒の表に「保健師採用選考申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して1200円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および最終学歴(見込を含む)・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を同封。直接請求の場合は窓口で同様の内容を受付簿に記入 ②申込用紙・面接カード・自己推薦書に必要事項を記入し直接または郵送で総務課に提出
- ▼その他 ▼資格取得見込みで合格した人で資格取得ができなかった場合、合格を取り消します ▼申込者には受験票を送付します

総務課職員係 ☎300-0392 阿見町中央1-1-1
☎888-1111(212・213)

募集 「第2回町民健康ウォーキング」参加者募集

- ▼期日 6月19日(日)
- ▼時間 午前8時役場出発
- ▼行き先 千葉県多古町(道の駅「多古」あじさいロード) 9.3キロメートルコース・6キロメートルコース
- ▼募集人数 45人(参加者は抽選により決定)
- ▼参加料 1000円 ※抽選日または当日受付で納める
- ▼申込方法 参加希望者は左記の抽選会に必ず出席すること。代理出席可。事前申込不要。
- ▼抽選会および説明会 6月12日(日)午後3時から中央公民館1階多目的室で開催 ※抽選会開始後の受付は不可
- ▼阿見いきいきクラブ 田沼
☎887-0836

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

- ▼期日 6月7日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
- ▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同する健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
- ▼(公社)町シルバー人材センター ☎888-12036

〈広告欄〉

住まいのことなら
美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームワエル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を傾けた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** へ

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【海浜浴和】阿見町中央1-5-32

もっと楽しく快適に!
リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に
対応させて頂きます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After

南美都和 検査

建築業知事免許(4)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

募集『まい・あみ・まつり』出演者募集

◆ステージ典部会

◆まい・あみ・アンバサダーオーディション

◆内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

◆対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)

◆賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

◆募集人数 15人程度

◆ジュニアフェス

◆内容 中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス(持ち時間は5分以内を予定)

◆対象 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

◆賞品 参加者全員に参加賞

◆その他 申込多数の場合、抽選の場合あり

◆アミューズフェス

◆内容 高校生以上によるステージパフォーマンス(持ち時間は5分以内を予定)

◆対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人

◆賞品 参加者全員に参加賞

◆その他 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行

上、バンド等の準備時間を要するものは不可

◆まいあみ・歌バトル

◆内容 のど自慢(持ち時間は3分程度)

◆対象 町内在住または在勤・在学の人

◆賞品 優勝者などに商品、参加者全員に参加賞

◆募集人数 10組(申込多数の場合、事前選考会により選考)

◆その他 音源は実行委員会での用意します

◆パレード神輿部会

◆わいわいパレード・輪車・仮装行列など アミューズ・ピース・さくらと一緒に巡行して楽しいお祭りにしましょう

◆盆踊り 阿見音頭・新阿見音頭に電話または直接左記に申し込む ※土・日を除く午前10時～午後4時

◆まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎888-1111(173)

町選挙管理委員会から

◆参議院通常選挙「臨時職員募集」

◆1臨時職員(期日前投票事務)

◆2臨時職員(当日等投票事務)

◆期日 ①公示日の翌日～投票日の前日 ②投票日前日・当日

◆時間 ①午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間) ②当日

午前8時30分から(2～3時間程度)、前日：午前6時30分～午後8時30分(休憩1時間)

◆勤務場所 ①役場 ②町内各投票所のうち町選挙管理委員会が指定する場所

◆勤務内容 ①投票事務の補助 ②投票事務の補助、投票所の設営準備・片付け

◆募集人数 ①4人 ②34人

◆賃金 ①②時給830円(交通費別途支給)

◆応募条件 ①健康で通勤可能な人 ②18歳以上の人(高校生を除く) ③選挙の重要性を認識し選挙人へ疑念を抱かせることのないよう、身なり・言動に責任の持てる人 ④18歳以上の人(高校生を除く) ⑤長時間勤務に耐えられる健康な人

◆投票日の勤務が早朝からのため路線バス以外で通勤手段を確保できる人 ⑥左記の事前説明会に必ず参加できる人

◆事前説明会日時(②のみ実施) ⑥6月29日(水)午後6時～7時 ⑦場所：役場

◆応募方法 6月13日(月)までに履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を左記に郵送または直接申し込む ※土・日を除く

◆選考方法 書類選考・面接

◆町選挙管理委員会(総務課内) 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 ☎888-1111(213) 215

代々 霞ヶ浦高等学校から

◆吹奏楽部第3定期演奏会

◆期日 6月12日(日)

◆時間 午後4時30分から(開場：午後4時)

◆場所 龍ヶ崎文化会館大ホール(龍ヶ崎馬場町)

◆内容 ①第一部：ポップス ②第二部：企画 ③第三部：吹奏楽

◆その他 入場無料。申込不要

◆吹奏楽部 チアダンス部 第9回合同発表会

◆期日 6月18日(土)

◆時間 午後1時30分から(開場：午後1時)

◆場所 土浦市民会館(土浦市東真鍋町)

◆内容 ①第一部：吹奏楽部 ②第二部：チアダンス部 ③友情出演 霞南至健中学校

◆その他 入場無料。申込不要

◆霞ヶ浦高等学校 ☎887-0013

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3～4機による標記訓練を行います。

◆日時 6月14日(火)～16日(木)、21日(火)～23日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

◆陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211(3420)

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
アミ司法書士事務所(神林ビル2階) 神林ビル202号室 司法書士 堀一樹
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) TEL 029-804-0382
郵便局 E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp
コンビニ

JA 阿見中学校

アミ司法書士事務所(神林ビル2階)

・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 887-1147
阿見町岡崎1-12-7 FAX 887-0970

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 6月2日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,481人 (+ 43) ▽5月1日現在
- 男 性 23,473人 (+ 36) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,008人 (+ 7) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,948世帯 (+ 56) ▽情報広報課調べ

6月の納税等

町・県民税(1期)
介護保険料(2期)

納期限 6月30日(木)

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 8月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	101件(428)
出場件数 150件(636)	交通事故	8件(58)
	一般負傷	17件(65)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	24件(85)
	合 計	150件(636)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店